離島等供給特例承認申請書

2026 年 11 月 11 日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 30 号
2026 年 11 月 11 日

経済産業大臣

赤澤　亮正　殿

広 島 市 中 区 小 町 4 番 33 号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長　長谷川　宏之

電気事業法第 21 条第２項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	実施期日：2026 年 12 月１日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別　紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

１　適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2026 年 10 月 14 日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2026 年 10 月 14 日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適用期間

（１）　適用期間は、（２）、（３）および（４）の場合を除き、2026 年 12 月の検針日から 2027 年 3 月の検針日の前日までといたします。

（２）　定額制供給の場合は、（１）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、（１）にいう検針日は、応当日といたします。

（３）　高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（４）の場合を除き、（１）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、計量日といたします。

（４）　高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、（１）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

３　燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（４）もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（１）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（１）ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（１）ハもしくは（２）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（２）ロ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（３）イ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（２）ロ（イ）もしくは（３）ニ（イ）、離島約款〔低圧用〕26 深夜電力（１）ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（２）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（５）、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）（１）ホもしくは（２）ホ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（３）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（３）ハ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（５）、離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（５）、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（３）ロ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（１）ハ、（２）ロ（ロ）もしくは（３）ニ（ロ）、離島約款〔低圧用〕25（低圧季節別時間帯別電力）（４）、離島

約款〔低圧用〕26（深夜電力）（２）ニ、離島約款〔低圧用〕27（第２深夜電力）（４）、離島約款〔低圧用〕28（融雪用電力）（５）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（５）、離島約款〔高圧用〕16（業務用ＴＯＵ）（６）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（５）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（６）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（６）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（１）ホもしくは（２）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧ＴＯＵ）（１）ヘもしくは（２）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（１）ホもしくは（２）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（１）ヘもしくは（２）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（１）ヘもしくは（２）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（４）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（３）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（１）ハもしくは（２）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（３）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

４　料金

２（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（４）もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（１）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（１）ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（１）ハもしくは（２）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（２）ロ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（３）イ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（２）ロ（イ）もしくは（３）ニ（イ）、離島約款〔低圧用〕26 深夜電力（１）ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（２）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（５）、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）（１）ホもしくは（２）ホ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（３）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（３）ハ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（５）、離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（５）、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（３）ロ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（１）ハ、（２）ロ（ロ）もしくは（３）ニ（ロ）、離島約款〔低圧用〕25（低圧季節別時間帯別電力）（４）、離島約款〔低圧用〕26（深夜電力）（２）ニ、離島約款〔低圧用〕27（第２深夜電力）（４）、離島約款〔低圧用〕28（融雪用電力）（５）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（５）、離島約款〔高圧用〕16（業務用ＴＯＵ）（６）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（５）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（６）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（６）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（１）ホもしくは（２）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧ＴＯＵ）（１）ヘもしくは（２）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（１）ホもしくは（２）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（１）ヘもしくは（２）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（１）ヘもしくは（２）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（４）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（３）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（１）ハもしくは（２）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（３）の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表１（燃料費調整額の算定）（２）ロ（イ）ａからｃまたは別表１（燃料費調整額の算定）（２）ロ（ロ）ａからｃにより算定される場合は、別表１（燃料費調整額の算定）（３）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表１（燃料費調整額の算定）（２）ロ（イ）ｄまたは別表１（燃料費調整額の算定）（２）ロ

（ロ）ｄにより算定される場合は、別表１（燃料費調整額の算定）（３）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

５　その他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別　　表

１　燃料費調整額の算定

（１）　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給を受ける場合

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0406

β＝0.0992

γ＝1.1994

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　高圧で供給を受ける場合

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0406

β＝0.0982

γ＝1.2015

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２） 燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

（イ） 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ａ　低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力

（ａ） １キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80{,}300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

（ｂ） １キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}300\text{円}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

（ｃ） １キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120{,}500\text{円} - 80{,}300\text{円}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

ｂ　低圧で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第２深夜電力および融雪用電力

（ａ） １キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80{,}300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

（ｂ） １キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}300\text{円}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

ｃ　高圧で供給を受ける場合

（ａ） １キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41{,}900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

（ｂ） １キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41{,}900\text{円}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ） 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

ａ　各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、ｂ、ｃおよびｄの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年８月１日から 2026年10月31日までの期間	2026年12月の検針日から 2027年１月の検針日の前日までの期間
2026年９月１日から 2026年11月30日までの期間	2027年１月の検針日から 2027年２月の検針日の前日までの期間
2026年10月１日から 2026年12月31日までの期間	2027年２月の検針日から 2027年３月の検針日の前日までの期間

ｂ　定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、ａに準ずるものといたします。この場合、ａにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、ａにいう検針日は、応当日といたします。

ｃ　高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ｄの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、ａに準ずるものといたします。この場合、ａにいう検針日は、計量日といたします。

ｄ　高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、ａに準ずるものといたします。この場合、ａにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ　２（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

（イ）　低圧で供給を受ける場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋ｅに定める特別措置の燃料費調整単価

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

燃料費調整単価＝ｅに定める特別措置の燃料費調整単価

c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ｅに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝ｅに定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

d　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ｅに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－ｅに定める特別措置の燃料費調整単価

e　特別措置の燃料費調整単価

（ａ） 定額制供給の場合

ｉ 定額電灯および公衆街路灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

		2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
電灯	10ワットまでの１灯につき	3円88銭	17円48銭
	10ワットをこえ 20ワットまでの１灯につき	7円77銭	34円96銭
	20ワットをこえ 40ワットまでの１灯につき	15円54銭	69円91銭
	40ワットをこえ 60ワットまでの１灯につき	23円30銭	104円87銭
	60ワットをこえ 100ワットまでの１灯につき	38円84銭	174円78銭
	100ワットをこえる １灯につき 50ワットまでごとに	19円42銭	87円39銭
小型機器	50ボルトアンペアまでの １機器につき	11円60銭	52円20銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの １機器につき	23円20銭	104円41銭
	100ボルトアンペアをこえる １機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	11円60銭	52円20銭

ii　臨時電灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	31銭	1円41銭
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	63銭	2円82銭
総容量が 100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	63銭	2円82銭
総容量が 500ボルトアンペアをこえ １キロボルトアンペアまでの場合	6円26銭	28円17銭
総容量が １キロボルトアンペアをこえ ３キロボルトアンペアまでの場合 １キロボルトアンペアまでごとに	6円26銭	28円17銭

iii　臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
契約電力１キロワット１日につき	6円58銭	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	3円29銭	14円81銭

iv　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	1円64銭	7円40銭
契約電力１キロワットの場合１日につき	3円29銭	14円80銭
契約電力２キロワットの場合１日につき	6円58銭	29円60銭
契約電力３キロワットの場合１日につき	9円87銭	44円40銭
契約電力４キロワットの場合１日につき	13円16銭	59円20銭
契約電力５キロワットの場合１日につき	16円45銭	74円00銭

v　農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
契約電力１キロワット１日につき	11円84銭	53円29銭
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	5円92銭	26円65銭

vi　深夜電力Ａ

特別措置の燃料費調整単価は、１月につき次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
１契約につき	100円00銭	450円00銭

（ｂ） 従量制供給の場合

ｉ　従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
最低料金	１契約につき最初の15キロワット時まで	15円00銭	67円50銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	１円00銭	４円50銭

ⅱ　ｉ以外

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
１キロワット時につき	１円00銭	４円50銭

（ロ） 高圧で供給を受ける場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋ｅに定める特別措置の燃料費調整単価

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円の場合

燃料費調整単価＝ｅに定める特別措置の燃料費調整単価

c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ｅに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝ｅに定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

d　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ｅに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－ｅに定める特別措置の燃料費調整単価

e　特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026 年 12 月の検針日から 2027 年１月の検針日の前日までの期間	2027 年１月の検針日から 2027 年３月の検針日の前日までの期間
１キロワット時につき	50 銭	2 円 30 銭

（３） 燃料費調整額

イ　定額制供給の場合

（イ） 定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は、（２）によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

（ロ） 臨時電灯Ａ、臨時電力、農事用電力Ｂ、農事用電力Ｃおよび深夜電力Ａ

燃料費調整額は、（２）によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ　従量制供給の場合

燃料費調整額は、その１月の使用電力量に（２）によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、１契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

２　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

（１）　定額制供給の場合

イ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	82 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	1 円 64 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	3 円 29 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	4 円 94 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	8 円 24 銭 6 厘
	100 ワットをこえる１灯につき 50 ワットまでごとに	4 円 12 銭 3 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	2 円 46 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	4 円 92 銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 46 銭 3 厘

ロ　臨時電灯Ａ

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ １キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 銭 9 厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ ３キロボルトアンペアまでの場合 １ボルトアンペアまでごとに	1 円 32 銭 9 厘

ハ　臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１円 39 銭 7 厘

ニ　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	４キロワット	５キロワット
１日	34 銭	69 銭	１円 39 銭	２円 09 銭	２円 79 銭	３円 49 銭
につき	9 厘	9 厘	7 厘	4 厘	3 厘	1 厘

ホ　農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	２円 51 銭 5 厘

ヘ　深夜電力Ａ

基準単価は、１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	21 円 23 銭 0 厘

（２）　従量制供給の場合

イ　低圧で供給を受ける場合で、従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	１契約につき 最初の 15 キロワット時まで	３円 18 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	21 銭 2 厘

ロ　低圧で供給を受ける場合で、イ以外

基準単価は、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	21 銭 2 厘

ハ　高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	17 銭 7 厘

３　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表１（燃料費調整額の算定）（１）の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および別表１（燃料費調整額の算定）（２）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以　上

電気事業法施行規則第 32 条の
規定に基づく添付書類

１　離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

２　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

１　離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2026 年 10 月 29 日の高市内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される 2027 年１月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき 1.0 円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき 0.5 円（消費税等相当額を含む）を、2027 年２月分および 2027 年３月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき 4.5 円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき 2.3 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以　上

２　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		特別措置の燃料費調整単価	
		2027年 1月分 (a)	2027年 2月分および3月分 (b)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	1円00銭	4円50銭
	高圧で供給を受ける場合	50銭	2円30銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の 燃料費調整単価(※2)	
					2027年 1月分	2027年 2月分および 3月分
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	3円88銭	17円48銭
		10W超過 20Wまで	1灯	7.768	7円77銭	34円96銭
		20W超過 40Wまで	1灯	15.536	15円54銭	69円91銭
		40W超過 60Wまで	1灯	23.304	23円30銭	104円87銭
		60W超過 100Wまで	1灯	38.840	38円84銭	174円78銭
		100W超過 50Wまでごとに	1灯	19.420	19円42銭	87円39銭
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	11円60銭	52円20銭
		50VA超過 100VAまで	1機器	23.202	23円20銭	104円41銭
		100VA超過 50VAまでごとに	1機器	11.601	11円60銭	52円20銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の燃料費調整単価(※2)	
				2027年 1月分	2027年 2月分および3月分
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A	50VAまで1日につき	1契約	0.313	31銭	1円41銭
	50VA超過100VAまで 1日につき	1契約	0.626	63銭	2円82銭
	100VA超過500VAまで 100VAまでごとに 1日につき	1契約	0.626	63銭	2円82銭
	500VA超過1kVAまで 1日につき	1契約	6.260	6円26銭	28円17銭
	1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき	1契約	6.260	6円26銭	28円17銭
臨時電力	1kW 1日につき	1契約	6.579	6円58銭	29円61銭
	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	3円29銭 (※3)	14円81銭 (※3)
農事用電力B (脱穀調整需要)	0.5kW 1日につき	1契約	1.6445	1円64銭	7円40銭
	1kW 1日につき	1契約	3.289	3円29銭	14円80銭
	2kW 1日につき	1契約	6.578	6円58銭	29円60銭
	3kW 1日につき	1契約	9.867	9円87銭	44円40銭
	4kW 1日につき	1契約	13.156	13円16銭	59円20銭
	5kW 1日につき	1契約	16.445	16円45銭	74円00銭
農事用電力C (育苗・栽培需要)	1kW 1日につき	1契約	11.842	11円84銭	53円29銭
	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	5円92銭 (※3)	26円65銭 (※3)
深夜電力A	1月につき	1契約	100.000	100円00銭	450円00銭
従量電灯A、 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B	最初の15kWhまで	1契約	15.000	15円00銭	67円50銭

※1　みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2　小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3　1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以　上